第6回臨床研究専門委員会

資料 3 - (11)

平成20年2月13日

報告 (光石) 61

当する。しかし、

臨床試験では医学的適応性、

医術的正当性は、欠けるか低い。臨床試験は、

医学的知識の増大、将

る治療的類型と、この目的のない非治療的類型とがある。臨床試験は、原理上も実際上も多くの問題を抱えており、来の患者たち(クラスとしての患者)の益という目的で行われる。具体的患者に対する直接の益という目的が並存す

それらの諸問題が判断能力の減退・欠如した者に濃縮して皺寄せされるおそれがある。

したがって、

代行判断の法理

被験者の権利の擁護 ●シンポジウム/医療上の意思決定の代行

母報医事法学15 2000.7

忠

光 石

判断枠組みが必要になる。

未成年、

精神疾患、

高齢、

緊急状態など特別のカテゴリ

ムド・コンセント原則に関し、

被験者保護のための特別の

ーに属する患者に判断能力の減退・欠如が伴う場合、これ

はじめに

観的類型のものと、 臨床試験には、具体的な臨床試験のレベルでエンドポイントにより同意能力を欠く者を被験者にせざるをえない 具体的な被験者・患者のレベルで同意能力を欠く者が含まれるものとがある。

観的類型論によって(四)、 そこで本稿は、 独立の審査システムによる審査(ハ)に言及しつつ、 判定方法の現状と問題点に触れる。 主として手続的保障の観点から考えてみたい。 先ず、代行判断の法理の生い立ちからその限界を認識する (三)。その適用場面を、 また被験者の選定論によって(五)いかに制限するかを検討し、 次に、代行決定を概観し (六)、さらに、インフォームド・コンセント 代行判断の法理を適用する場合はどのような点に留意す 同意能力の定義、 臨床試験の客

## - 代行判断の法理の生い立ち

エルドン Eldon 卿が案出した。自らの財産を他者に与える傾向のある合理的な精神障害者というフィクションを基 害者 lunatic(生来の心神喪失者 idiot と異なる)の財産の一部を姪に与える Whitbread 申立て事件において、 家族的な絆、 イーズ・ ハーモン(Louise Harmon)によれば、代行判断の法理は、一八一六年、イギリスで、後天的な精神障 相互の愛情、事前の贈与意思ないしは気前のよい前歴などについての立証は不要とされた。

と言わずに済ませるための法的フィクションであり、ほとんど死者扱いしたことになる。 れば考え欲したであろう内容は…であるとの、第二は、裁判官が、そのようなXの言明の内容にアクセスしうると 代行判断の法理は、二つの見せかけ pretense から成る。第一は、考え欲する能力を人間Xがなお有しているとす 見せかけである。この法理は、「精神障害者は人間以下の何物 something か、生きている以下の何物かである」

インフォームド・コンセント法に借用される。本人が生きているにもかかわらず、 貧乏な人、病者、社会的弱者の搾取につながる。 能力を欠く者の身体の部分を摘出する その者の身

ど、 能力を欠く者の存在から解放される、能力を欠く者の不妊を確保する、能力を欠く者を化学物質の抑制下に置くな 能力を欠く者の身体を利用することによって、 他者(たち)が利得を得ようとしている事実は隠しようがない、

採るべき手段がない場面で有望と評価される臨床試験についても同列に扱うべきか疑問が生じる。 ける本人の意思に限りなく近づけることが肝要になる。 一方、この考え方に従うと、幼児、重度の精神薄弱者など、 この考え方に立つと、代行判断の法理の適用場面を制限すること、その適用においては判断能力の十全な時期にお 判断能力を有したことがないカテゴリーの人々の臨床試験への参加は論理的に不可能になる。

# 四、臨床試験の客観的類型による制限

同意能力を欠く者を被験者とすることがやむをえない類型に制限(例外なし)

とがやむをえない類型に限る必要がある。 うかが問われる。 が、痴呆患者に随伴する症状については、 代行判断法理の適用場面を、具体的臨床試験のレベルで、 例えば、抗痴呆薬の治験の場合、 それが痴呆患者に固有のものか、 同意能力を欠く者を被験者とする臨床試験を実施するこ 痴呆の核心症状についての治験は問題な 同意能力ある患者でも治験が可能 かど

省令GCP五〇条二項は、 答申GCP?・2・2・ 1の「やむをえない」の要件を欠いており、 改正されるべきで

#### 報告(光石)を

63

(2) 治療的類型に制限 (原則)

and direct benefit」(CE「人権および生物医学条約」一七条一項二号)の可能性があることと解するべきである。 代行判断法理の適用場面を、 (治験につき省令GCP五○条四項)。 具体的臨床試験のレベルおよび具体的被験者のレベルで、 治療的とは、具体的患者の健康に対する「現実かつ直接の益 real 治療的類型の臨床試験に限

## (3) 非治療的類型 (例外)

THE RESIDENCE OF THE PARTY OF T

②被験者に対する予見しうる危険性が低い、③被験者の福祉に対する悪影響が最小限かつ低い、④治験審査委員会I RBの承認、⑤特に綿密な観察、⑥不当な苦痛あれば中止、の要件を満たせば代諾者の同意で実施できる、 非治療的臨床試験を代行者の同意で同意能力を欠く者に実施しうる理論的根拠は明らかとはいえない。 治験につき答申GCP7・2・3・2は、 ①本人による同意が可能な被験者による治験では目的が達成されない、

中央の審査委員会IRBによる指針が示されるべきである。 加えて、具体的臨床試験の決定的重要性 vital importanceをも要件とし、最低限の危険 (minimal risk)。省令GCP五〇条四項但し書き、七条二項は、右⑤⑥の要件を欠いており、改正されるべきである。 について、

非治療的類型を、事前指示ある場合に限定する考え方もある。

4) 緊急状況下における救命的類型

承認または不十分、②本人または代諾者からの事前の同意を得ることが不可能、③本人に対する直接の利益が予見さ れる、④本人または代諾者へのすみやかな事後的説明、同意、IRBへの報告の要件を満たせば、 治験につき答申GCP7・2・4は、 と規定する。省令GCP七条三項は右④の要件を欠いており、改正されるべきである。 ①治験薬が緊急状況下、救命的に使用されるもので、利用可能な治療法が未 IRBの承認で実

## 五 被験者の選定による制限

(1) 同意能力を欠く者を選定しない原則

治験につき省令GCP四四条二項は、同意能力を欠く者はやむをえない場合を除き選定しない原則を規定する。

- (2) 同意能力の定義・判定方法の実情
- 同意能力とは、臨床試験参加の利害得失を判断できる能力をいう。 臨床の現場では、 有無いずれか判定の困難

なケースが少なくない。

- 項合理的結論説のうち②③が有力だが、基準として必ずしも成功していない。 基準説、②具体的事項合理的検討能力説、③一般的事項合理的検討能力説、④具体的事項合理的結論説、 同意能力の判定基準はないに等しい。精神疾患患者の領域で検討されている基準、すなわち①意思表明の有無 ⑤一般的事
- 危険性の強弱によって異なると考えられる。 同意能力の水準は、臨床試験の意義の大小、実験性の強弱、医学的適応性の高低、 直接的益の可能性の強弱、
- 利益の衝突が起こりうる実施者が判定している。 判定はプロトコルごと、および被験者ごとになされなければならない。 しかし判定手続きは曖昧で、 被験者と
- えない。 (v)判定目的も曖昧で、できるだけ代行者を選任して紛争を防止するという医療機関の自己防衛目的もないとはい
- には必ずしも役立っていない。 この原則は、同意能力の定義、 判定基準、 判定方法が曖昧で、 実施者が判定しているから、 被験者の権利擁護
- 験関係から独立した医師による確認を得るシステムや、IRBに対し独立した判定者による判定評価書を提出準・判定方法・判定者などにつきプロトコルに定めるべきである。明らかな場合を除くなど一定の範囲内で、 システム(NBAC勧告)を検討すべきであろう。 定義・判定基準・判定方法・判定者などにつき、中央のIRBが指針を整備し、 IRBに対し独立した判定者による判定評価書を提出させる 具体的臨床試験ごとに判定基 臨床試

# 六 代行者の範囲、選任手続きの制限

報告 (光石)

#### (1) 代行者の役割

人に同意能力が欠けると判定されたとき、 代行者の選任が行われる。 代行者の役割としては、 ①代行判断 sub-

② 代行者選任手続の実情

パターナリズムに近づいてしまう。 とすれば、パターナリズムを克服すべき自己決定・代行判断の法理が、 事実上、実施者の裁量に委ねられている。 複数の候補者がいて実施者が自らの方針に賛同する者を代行者と認める 回り回って事実上医師決定になり、 皮肉にも

- (3) 代行判断の原則に近づける手続き
- 者レベルについては追加的な評価が必要になる。(タンこれらが示されていても、一般的臨床試験レベルでの参加意思にとどまるから、 任意後見契約があるなど、本人の過去の意思が示されているかどうかが可能な限り追求されるべきである。 医学的知識の増大や将来の患者たちの福祉に貢献する意思を本人が有している証拠がある、事前指示がある、 具体的臨床試験レベル、 具体的被験 しかし、
- の推定授権という考え方もある。(5) 明確な本人意思が不明の場合でも、 本人の希望、価値体系を知っている近親者が選任されるべきである。
- び最低限の危険の要件その他、 先天的に同意能力を欠く場合(幼児、重度の精神遅滞など)は、代行者の役割②③にのっとり決定的重要性およ 非治療的類型を許容する要件と同様に考えるほかないのではなかろうか。
- 代行決定について実体的、 手続的保障(代行意思の定義、 代行者の範囲および選任手続、 代行者間で不一致のとき

の優先順位、 欠格事由等)の指針を中央のIRBが整備し、 プロトコルに定めることが望ましい

# 七 インフォームド・コンセント

### 具体的被験者の選定

益相反を回避するために、研究者に対し、経済的、学問的利益を開示させるシステムが検討されるべきである。 治療法に反応している患者の場合に研究者と被験者の利益の衝突が起こりうる。この点で、研究者と被験者の間の利 具体的な被験者選定の適正を確保することは、能力が問題にならない場合にもまして重要である。例えば、従前の

② 代行者への説明前および代行者同意後の追加的手続き

①代行者に説明する前に、本人に対し、 その旨知らせるべきである。 能力を欠く旨の判定を知らせ、 ②代行者が同意した場合には、 本人に対

代行者への説明、同意

治験につき省令GCP五○条二項

4) 本人が拒まないこと

え方もある。(3)ででなければ利用できない治療法を拒否するなどの場面については、 CE条約一七条一項五号参照。本人が拒否した場合、拒否権は尊重されなければならない。 本人の拒否権尊重の例外を認める assent の考 ただし、 臨床試験の中

(5) 本人決定を覆す代行者の権限

本人の最善の利益に合致しない、 または本人の意図に反するとの理由により代行者に本人決定を覆す権限を認める